



令和2年度

**河内長野市立学校園に
対する指導・助言事項**

河内長野市教育委員会

もくじ

◎令和2年度河内長野市教育推進プランに係る指導助言事項

	関連項目
(1) 確かな学力の定着	(重点目標 1)
(2) 豊かな情操と道徳心の定着	(重点目標 2)
(3) 健やかな身体づくりの充実	(重点目標 3)
(4) 人権尊重の精神の涵養	(重点目標 4)
(5) 支援教育の充実	(重点目標 5)
(6) 食に関する指導の充実	(重点目標 6)
(7) 伝統・文化等に関する教育の推進	(重点目標 7)
(8) 英語教育やICT環境等を活用した 特色ある活動の充実	(重点目標 8)
(9) 保幼小連携による幼児期の教育の充実	(重点目標 11)
(10) 豊かな未来を築く力を育む小中一貫性 のある指導体制の充実	(重点目標 12)
(11) 家庭・地域との協働による学校づくりの推進	(重点目標 13)
(12) 子どもたちや市民の読書活動の推進	(重点目標 24)

◎その他の指導助言事項

- (1) 安全・危機管理能力の定着・向上
- (2) 「チーム学校」力の向上
- (3) 教職員の服務規律の遵守



- ① 新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性を確立するよう指導すること。
- ② 国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行い、「言語能力の育成」を図る等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、指導方法の工夫改善と学校の実情に応じたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めること。特に小学校においては、国語科での研究授業を実施すること。
- ③ 学校の組織的な取組みにより、授業改善を図るPDCAサイクルを確実に機能させること。また、児童生徒の学習習慣の定着と自学自習力の育成に努めること。その際、全国学力・学習状況調査等の結果分析を活用し、指導方法の工夫改善を行い、中学校区が連携して学力向上に向けた研究授業を行うこと。
- ④ 教育課程の編成に当たっては、学習指導要領等を踏まえ、学校と社会が目標を共有する「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす一方で、小中一貫教育を推進できるよう「つながりアップ・カリキュラム」に基づいて作成すること。
- ⑤ 学習指導要領に示された各教科等の内容が当該学年で確実に実施されるよう、年間計画に基づき適切に指導し、年間総授業時数や教科等の授業時数を確保と進捗管理に努めるとともに、9年間の義務教育で身につけるべき学力の定着を図ること。
- ⑥ 「確かな学力」を育むよう、市教委が提供する教材や府の「学習指導ツール（ことばの力、定着確認プリント、力だめしプリント、ICT 機器・教材等）」など様々な教材等を積極的に活用し、学習の定着状況を把握すること。また、指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導の充実を図ること。
- ⑦ 確かな学力を育む基盤として、朝読書の取組み等により、学校・家庭・地域と連携しながら読書習慣の充実を図ること。また、各教科等の学習において学校図書館を活用しやすい環境に整え、各教科の学習活動で有効活用すること。
- ⑧ 日本語指導が必要な児童・生徒については、学校生活への円滑な適応をはじめ、各教科やその他の教育活動に日本語で参加できる能力の向上が図られるよう、日本語指導員を活用するなど、指導の工夫に努めること。
- ⑨ 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の改訂に伴う変更点を適切に反映すること。また、指導と評価の一体化を図り、適切な評価規準の作成や学習評価のあり方研究を行い、妥当性や信頼性を高め、保護者、児童・生徒に対して適切な情報提供に努めること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6 年度

- ① 道徳科を要とし、学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒の豊かな心を育むよう指導すること。また、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう道徳科の充実に努めること。
- ② 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒や地域の実態、学校の特徴等をふまえ、各教科や体験活動等との関連を図るよう努めること。
- ③ 教科書を主たる教材として、「『大切なところ』を見つめ直して」、「『特別の教科 道徳』実践事例集」等を活用した研究授業や公開授業を行うなど、道徳教育推進教師を中心に指導方法や評価の在り方についての研究・研修に取り組むこと。
- ④ 保護者、地域に対して道徳の授業を公開したり、保護者懇談会や地域関係団体との連携の場において道徳教育について取り上げたりするなど、学校・家庭・地域が一体となった協働できる体制を構築するよう努めること。
- ⑤ 情報モラルや生命倫理等の現代的課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題と自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度の育成を図ること。
- ⑥ 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、児童・生徒の成長の様子を認め励ます個人内評価を行うこと。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
人権施策推進プラン	H28～R7 年度
河内長野市いじめ防止等基本方針	H28 年度～

- ① 発達段階等に応じた健康教育や体力づくりに組織的・計画的に取り組むため、各小中学校において、児童生徒の体力向上推進計画を作成すること。
- ② 体力向上に関する指導は、学校で実施される全国体力・運動能力等調査の結果を生かすとともに、府教育委員会が作成した資料等を活用し、学校全体で体育の授業改善を行うこと。また、記録シート等を活用し、自分の体力の向上が感じられる取組みを通して、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。
- ③ 外部人材等を活用し、安全に生活するためのきまり等が励行されるよう指導すること。消防署指導員による救命救急講習を小学校5年生と中学校2年生で実施すること。特に中学校の柔道では、受け身を安全にできるよう十分な指導を行うこと。
- ④ 学校における体育活動中〔運動部活動を含む〕の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- ⑤ 中学校における部活動指導については、本市部活動ガイドラインに則り、休養日を設ける等、適切に運営すること。また、地域や学校の実態に応じ、各種団体との連携、部活動指導員の活用等により活動の充実を図る等、運営上の工夫を行うこと。
- ⑥ 家庭や地域と連携し、保健室の機能を十分に生かしながら、児童・生徒自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けさせるための健康教育を行うこと。
- ⑦ 児童・生徒の生活習慣の実態や状況などを把握するため、家庭や学校医と連携し、健康調査等を適切に実施すること。また、児童・生徒の健康課題の解決や健康づくりを推進するため、保護者や学校三師等で構成する学校保健委員会を、年1回以上開催すること。
- ⑧ 喫煙、飲酒、大麻・覚せい剤等の薬物乱用等の防止に関する指導は、保護者への啓発も含め、健康との関係を早い時期から認識できるよう指導すること。また、薬剤師会、警察、保護司会等の関係機関と連携を図り、非行防止・薬物乱用防止教育を学校保健計画に位置づけるとともに、中学校においては、薬剤師による年1回以上の薬物乱用防止教室を開催し、「危険ドラッグ」の危険性について指導すること。
- ⑨ 性に関する指導を行うにあたっては、児童生徒の発達段階や個々の抱える背景の違い、男女平等の視点や「性の多様性」について全教職員で共通理解し、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ実態に応じた指導を行うこと。また、府教育委員会作成資料『一人ひとりの生と性』を参考に適切に指導すること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第4次保健計画	H31～R8年度
河内長野市第2期生涯スポーツ振興プラン	H28～R7年度

- ① 「部落差別の解消の推進に関する法律」等の人権3法や府人権関係3条例、府・市の人権教育基本方針および同和教育基本方針等をふまえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取り組みを進めるとともに、学校における全体計画や年間指導計画、学級経営の計画等を作成し、児童・生徒の人権意識の高揚に努めること。
- ② 児童・生徒が人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることや、命を大切にすることを、発達段階に応じ様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるよう全ての教育活動の中で指導すること。また、小中一貫人権教育カリキュラムによる授業を実施したり、大阪府教育庁作成資料を活用したりする等、様々な人権問題の解決をめざした教育の推進に取り組むこと。
- ③ 家庭や地域社会の人権意識を幅広く的確に把握し、学校の人権教育の課題を明らかにするとともに、全教職員が人権を大切に作る気風に満ちた学校づくりを行うこと。
- ④ 人権教育の推進にあたっては、同和問題（部落問題）および障がい者、男女共生、性的マイノリティ、国際理解の視点に立った指導（ヘイトスピーチ等）、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、すべての教職員が人権上の諸課題を共有し、学校長を中心に人権侵害を許さない学校づくりに努めること。
- ⑤ 校内研修においては、府施設の活用や当事者との出会いなど、参加参画型研修を取り入れ、すべての教職員があらゆる差別に対する鋭い感性を磨くこと。また、経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるように、研修会等に積極的に参加できるよう配慮すること。
- ⑥ 中学校区における人権教育研究授業を実施し、中学校区で人権課題を共有し、小中一貫した人権教育の取組みのより一層の充実と推進を図ること。
- ⑦ いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育みすべての児童生徒にとって学級・学年・学校が「安心できる居場所」となるよう取り組みを進めること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
人権施策推進プラン	H28～R7 年度
河内長野市小中一貫教育つながりアップ・カリキュラム	H27 年度～
河内長野市いじめ防止等基本方針	H28 年度～

- ① 「障害者差別解消法」等の国・府の法令や方針、「市支援教育基本方針」等をふまえ、学校内の支援体制を整備するとともに、合理的配慮について学校全体で適切に対応すること。
- ② すべての児童・生徒が安心できる居場所となる集団づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めること。特に、障がいのある児童・生徒のまわりの児童・生徒が、個々の障がいについての理解と認識を深めることが重要であることから、障がい理解教育や交流及び共同学習を、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努めること。
- ③ 通常の学級における指導の充実については、発達障がい等支援を必要とする児童・生徒がいることを前提に、個々の児童・生徒の特性などを十分に理解し、各教科等においてユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、支援教育の視点をふまえた適切な指導を行うこと。
- ④ 支援学級在籍児童・生徒および通級による指導を受ける児童・生徒の全員について、合理的配慮の視点をふまえた「個別の教育支援計画」を作成し、保護者、関係機関等と連携しながら教育活動を進め、定期的に評価・見直しを行うこと。「個別の指導計画」については、障がいの状況や発達段階に応じた目標・内容・方法を明確にし、実践を踏まえ評価を行い、指導の改善に活かすこと。
- ⑤ 支援教育担当教員の専門性の向上を図るため、府立支援学校の巡回相談・支援や特別支援学校教員免許状の取得認定講習等を積極的に活用すること。また、校内研修の充実を図り、支援教育に関する教職員の資質向上を図ること。
- ⑥ 支援教育コーディネーターは、市リーディングスタッフや放課後等デイサービスを含む関係機関等と積極的に連携を図り、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の構築に努め、サポートブック「はーと」を活用し、組織的に取り組むこと。また、保護者が相談しやすい環境づくりに努めること。
- ⑦ 就学および進路相談について、関係機関等との連携を図りながら、幼児・児童・生徒の教育的ニーズを把握するとともに、本人および保護者の意向を最大限尊重しながらよりよい相談活動ができるように努めること。
- ⑧ 就学児については、市教育支援委員会等の意見を参考に保護者の意向を十分尊重すること。また、小学6年生については、進学先との連携を密にしながら相談を進めること。中学校においては、生徒が自分に合った進路を主体的に選択できるよう、早い時期から就学に関する適切な説明及び情報提供を行い、適切な就学先の決定に向けた取組みの充実を図ること。
- ⑨ 発達支援員や介助支援員、看護師の配置校では、人材の効果的な活用に努めること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第3次地域福祉計画	H28～R2年度
河内長野市第5期障がい福祉計画	H30～R2年度
河内長野市幼児教育推進指針	H28年度～
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6年度
人権施策推進プラン	H28～R7年度
河内長野市学校園に属する職員に係る障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	H28年度～

(6) 食に関する指導の充実

(重点目標6)

- ① 食育基本法等の法令や答申、河内長野市第4次保健計画等の趣旨に基づいて、食育に関する取組みを学校の指導計画に位置付けるとともに、指導については、発達段階に応じで行うとともに、家庭科や保健体育科等、学校教育全体を通じ、全教職員が連携・協力して行うこと。
- ② 食育を充実するため、学校給食センター等の施設の積極的利用を図るとともに、学校における食育指導に関して栄養教諭を積極的に活用すること。また、栄養教諭配置校については、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- ③ 「生きる力」の基礎となる健康と体力を育み、食文化の継承および社会性の涵養を図るため、知識主体の指導に加え、体験を重視した体感型の食の指導を行うこと。
- ④ 家庭を中心に、学校や地域が連携し、一体となった食に関する指導を展開し、食事の重要性、喜び、楽しさ、マナーなど、児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図ること。また、家庭や地域の協力を得て、地域全体で行う啓発や情報の発信等による食に関する指導の充実を図る取組みを推進すること。
- ⑤ 地産地消の観点から、地域の伝統食や郷土食、伝統行事と食についての学習の機会等を設けること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第4次保健計画	H31～R8年度

(7) 伝統・文化等に関する教育の推進

(重点目標7)

- ① 各中学校区の「つながりアップ・カリキュラム」に基づき、ふるさと学を実施すること。実施については、小5から中1までの各6時間、計18時間で、オリジナル副読本「かわちながの物語」を活用すること。また、本市の郷土歴史学習施設の積極的な活用および、市職員による郷土・歴史学習出前授業等の活用により、地域の教育資源を活用した発展的・体験的学習に結び付く取組みに努めること。
- ② ふるさと河内長野作文・川柳コンクールや、モックル年賀はがきコンクール、市職員による郷土・歴史学習等を活用した取組み等を通じて、ふるさと河内長野に愛着を持ちふるさとを誇りに思う児童生徒の育成に努めること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7 年度
河内長野市歴史文化基本構想	H28 年度～
くろまる生涯学習プラン(河内長野市第2次生涯学習推進計画)	H24～R3 年度



(8) 英語教育やICT環境等を活用した特色ある活動の充実（重点目標8）

- ① 小学校の英語教育において、9年間を見通した「つながりアップ・カリキュラム」の実践を踏まえ、低・中学年においては、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ「聞くこと」「話すこと」を通して、コミュニケーション能力の素地を養うこと。高学年においては、「読むこと」「書くこと」を通して、実際にコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を養い、適切な評価についても研究を進めること。また、英語で表現する機会の充実と、積極的にコミュニケーションを図ることをねらいとした「モバイル英語村」を小学校6年生対象に実施すること。
- ② 中学校の英語教育では、小学校の内容を踏まえた上で、4技能をバランス良く指導するとともに、即興的に伝え合う対話的な言語活動を取り入れ、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養うこと。外国語科の評価について研究を進め、新学習指導要領に対応すること。また、9年間の系統性のある指導を行うとともに、CAN-DOリストの活用によって中学校卒業時に英検3級程度の英語力を身に付けさせること。
- ③ 小学校6年生でのGTEC Juniorを活用した調査研究の実施（令和元年度からの3年間で全小学校実施）、中学校3年生への公費補助による英検受験の推奨により、児童・生徒の英語力を把握分析し、指導方法の改善に生かすとともに、児童・生徒の学習意欲を高めること。
- ④ テレビ会議システム等のICT機器を活用し、海外の国々との交流活動を通して体験的に英語を活用する機会を持ち、異文化や自国の文化に対する理解を深めるとともに、自らの生活を振り返り未来へ向かって逞しく生きる力に繋げるような国際教育の充実を図ること。
- ⑤ 「GIGAスクール構想」の実現に向けて、児童・生徒用端末が順次導入されることから、授業におけるICT活用の効果について理解を深め、各教科等の授業においてICTを活用し、学習意欲や学習効果を高め、主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の向上に努めること。また、小学校において、論理的思考力や問題解決能力等を育むプログラミング教育の研究・実践を進めること。

(9) 保幼小連携による幼児期の教育の充実 (重点目標11)

- ① 家庭や地域に開かれた幼稚園づくりを推進するため、園庭の開放や子育て相談を積極的に行うなど、創意工夫を生かして、「親と子の育ちの場」としての役割や機能の充実を図ること。
- ② 園の教育活動自己診断を実施し、結果について保護者・地域の人々へ積極的に情報提供するよう努めること。
- ③ 集団生活の中で、良いことと悪いことを考えたりするなど、生きる力の基本となる道徳性の芽生えを培うよう指導すること。
- ④ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を意識しながら、教職員の合同研修会や授業・保育参観、園児と児童の交流活動など、市内の公私立保育所(園)、幼稚園及び認定こども園と小学校の連携を深め、「河内長野市幼児教育推進指針」に基づいた取組みを進めること。
- ⑤ 障がいのある園児や、特別な支援を必要とする園児について「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成すること。園内研修を積極的・計画的に実施するとともに、保護者や小学校、関係機関等との連携を一層深めること。また、幼児期からの一貫・連続した支援が提供できるよう、保護者とともにサポートブック「はーと」を作成し、園での教育活動や就学時の引継ぎでの活用を推進すること。
- ⑥ 河内長野市公私立保幼小連絡会を中心として、幼児期の教育に携わる諸機関と積極的な情報交換を行うこと。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市幼児教育推進指針	H28 年度～
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6 年度

(10) 豊かな未来を築く力を育む小中一貫性のある指導体制の充実（重点目標12）

- ① 義務教育9年間の健やかな成長や確かな学力の向上のために、小中学校の段差解消に向けた小中一貫教育に取り組むこと。
- ② 小学校における教科担任制のあり方等、小中一貫教育の推進を図るとともに、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、施設一体型小中一貫校について研究を進めること。
- ③ 各中学校区においてめざす子ども像を共有し、系統的な学習・学校生活について共通理解を図るとともに、安心できる集団づくりやわかる授業づくりに取り組むために、人権教育・道徳・学力向上・英語について研究授業を実施し、小中一貫教育のより一層の推進を図ること。また、教科書改訂に伴う「つながりアップ・カリキュラム」の改訂とともに活用を図ること。
- ④ 児童・生徒が、勤労を通じて社会に貢献しようとする意識や態度を育み、勤労や職業に対する知識や望ましい考え方、自己実現を図るため、主体的に進路を選択し決定する能力や態度を育成すること。
- ⑤ 児童・生徒が自らの将来について夢や希望を育むとともに、豊かな社会生活を営むために必要な規範意識やマナー、人間関係を築くコミュニケーション能力等を育成すること。
- ⑥ 互いの違いを認め合える集団づくりや、家庭や地域、関係機関等と連携してのボランティア活動や職場体験学習等を充実するなど、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うこと。その際、学びのプロセスを振り返って蓄積することができる教材（キャリア・パスポート）等を作成し、活用すること。
- ⑦ 多様な進路選択に対応するために、体験入学や幼小・小中・中高の連絡会等において、積極的に連携および協働を図ること。また、児童・生徒一人ひとりの様々な配慮事項を小中間で確実に引き継ぎ、小中が一体となって9年間の児童・生徒の成長を支援すること。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市学校のあり方の方針	H31 年度～
河内長野市小中一貫教育つながりアップ・カリキュラム	H27 年度～

(11) 家庭・地域との協働による学校づくりの推進 (重点目標13)

- ① 信頼される学校づくりのために、すべての教職員が公立学校の責任と役割を認識し、家庭や地域社会と積極的に関わりを持つこと。その際、地域との連携活動を持続的なものとするため、その中心となる人材の育成を図ること。
- ② 教育方針や教育活動の成果等を、学校だよりやホームページ、参観の場等で積極的に公開し、外部の意見を得て、家庭や地域との円滑な関係づくりに努めること。
- ③ 保護者の参観時に授業アンケートを配布するなど、授業の改善を図ることをはじめ信頼を得るための取組みである学校評価を円滑に進めること。そのため、校務分掌上に学校評価を担当する係や評価結果を活用した改善の進捗を管理する係、所掌の校内委員会等を設けるなど、実効性のある組織づくりを行うこと。
- ④ 学校評価の結果や学校関係者や学校運営協議会等との協議内容等について積極的に情報発信し、家庭や地域社会と一層の連携を図りながら、学校運営の改善に取り組むこと。
- ⑤ 小学校においては、家庭や地域が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を最大限に活かし、「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校の活性化を図ること。また、学校や地域の課題を共有するために、学校運営協議会の会議の充実に努めるとともに、協議の結果を実行委員会の活動につなげること。その際、活動に参加する地域人材同士の交流の場を設定するなど、人的ネットワークの拡大に努めること。
- ⑥ 中学校においては、学校運営協力員や学校支援コーディネーター等を活用することにより、地域の意見を積極的に取り入れ、学校運営の充実に努めるとともに、校区の小学校の学校運営協議会との連携を図り、令和4年度の学校運営協議会設置に向けてプレ委員会を開催すること。
- ⑦ 教科領域の授業や総合的な学習の時間、部活動等において学校教育に関心のある人々の協力を求めるなど、多様な人材の支援を得た教育を一層推進し、児童生徒の学びの機会を増やすこと。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6年度
河内長野市幼児教育推進指針	H28年度～
くろまる生涯学習プラン(河内長野市第2次生涯学習推進計画)	H24～R3年度

(12) 子どもたちや市民の読書活動の推進

(重点目標 24)

- ① 教職員と言語力向上司書職員との連携をはかりやすい体制を作るなど、読書活動推進に向けた学校体制を整えること。
- ② 読書活動を豊かな心を育む一環として、また、学力向上の重要な要素ととらえ、「読書ノート」の活用や「朝の読書タイム」の設定など、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動を一層推進すること。また、ビブリオバトルなど読書が好きになる児童生徒を増やす取組みについて、職員全体が共通理解を図れる場を設けるなど、言語力向上司書職員の教育活動における活用が進むようサポートすること。
- ③ 教職員が図書室に関わる機会を増やし、読書活動の推進に関わり、職員自身の読書活動も進めることで、児童・生徒の手本となり、読書への思いを語ることで、児童・生徒の興味関心を引き出すこと。
- ④ 学校全体として市立図書館の利用をさらに推進する指針を教育計画に盛り込み、授業の調べ活動等、図書室を活用する時間をさまざまな教科において持てる工夫を行うこと。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市立図書館基本計画	H7年度～
河内長野市第3次子ども読書活動推進計画	H28～R2年度
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R3年度
第2期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営方針	H31～R5年度
河内長野市高齢者いきいき都市構想	H26年度～
河内長野市第3次地域福祉計画	H28～R2年度



その他の指導助言事項

(1) 安全・危機管理能力の定着・向上

- ① 「学校保健安全法」に基づき、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から、学校安全計画を策定し、学校園内外における児童・生徒等の安全確保および学校の安全管理に努めること。
- ② 災害および万一の事件・事故が発生した場合に備え、的確に行動するため、ハザードマップや避難場所などの情報を収集し、万一の場合の避難場所を明記した危機管理マニュアルを作成すること、また、実効性のあるマニュアルとなるよう、点検・見直しを行い、地域関係団体等と連携し、地域と一体となった安全対策に努めること。
- ③ 様々な危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動できるよう、実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、発達段階に応じた児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災・防犯教育の充実に努めること。
- ④ 児童・生徒の生命・安全が脅かされる深刻な事象が次々に生起している現実を踏まえ、関係機関への通報・連携をはじめ、学校、家庭、地域が協力して事象に対して迅速で的確に行動するための体制を整えること。
- ⑤ 施設・備品の定期的な安全点検や、全ての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できるなど、様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、柔軟かつ機能的な危機管理体制の構築を行うこと。また、勤務時間外においても、万一の場合の対応が適切に行えるよう、日頃から教職員の連絡方法・参集・配備体制を周知徹底すること。
- ⑥ 通学路の危険箇所点検を関係機関との連携をもとに行うとともに、児童生徒の安全な登下校への配慮に努めること。また、児童・生徒が自ら交通安全の意識を高める指導を関係機関とともに行うこと。
- ⑦ 児童虐待については、児童・生徒がささいなことでも相談できる体制の構築と家庭訪問等による積極的な状況把握を行い、未然防止・早期発見に努めること。また、一時保護が解除された、もしくは在宅で支援となった子どもに対しても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携し、継続的な支援に努めること。
- ⑧ 通告後に、保護者からの威圧的な要求がある場合には、組織的に対応するとともに、速やかに教育委員会に連絡のうえ、ケースに応じて警察等の関係機関やスクールロイヤー等の専門家と連携して対応すること。

- ⑨ 児童虐待を受けた児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員が日常的に配慮事項等について情報共有を行うとともに、担任等が変わっても情報が漏れなく伝達されるよう、組織的に情報共有を行うこと。また、進学や転学の際には、子ども子育て課や子ども家庭センターと情報共有しながら、伝達する内容に漏れがないよう整理したうえで引継ぎを行うこと。
- ⑩ 児童虐待防止対策について、どの教員が虐待についての情報を見たり聞いたりした場合でも、各学校において組織的に適切な対応ができるよう研修を実施し、理解を深め、対応力の向上を図ること。
- ⑪ 食物アレルギー対応については、市教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」にそって、学校の食物アレルギー対応マニュアルを策定し、医師からの「学校生活管理指導表」により行うこと。また、いつ、どこでも事故の起こる可能性を念頭におき、すべての教職員が緊急時の対応ができるよう、事故を想定した校内研修を実施すること。
- ⑫ 熱中症については、適切な水分・塩分補給、休息、健康観察などを徹底し、予防に努めること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考にし、活動の中止や延期、見直し等適切に対応すること。
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症防止に向け、国や府、市からの通知や対応方針等を踏まえ、適切に対応すること。また、教育活動の実施に際しては、「クラスター発生のリスクを下げるための3原則」に基づき十分に対策を講じた上で行うとともに、日常的に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。

【関連する個別計画】

	計画期間
河内長野市第3次地域福祉計画	H28～R2年度

(2) 「チーム学校」力の向上

- ① 学習指導、生徒指導において、中学校区で9年間を見通した教員の指導のあり方等について交流・共有化を図り、「めざす子ども像」の実現に向けて小中一貫教育を積極的に進めること。
- ② 暴力行為等問題行動については、児童・生徒との信頼関係を築き、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、教職員の統一した指導を意識すること。
- ③ 小中学校が連携した規範意識の向上を図る取組みを進めるなど、組織的に対応すること。同時に、背景を見つめ福祉的な観点を持ち、状況に応じて専門家や地域人材等外部人材、関係機関等とのネットワークを活用し、チームによる取組みを推進すること。

- ④ いじめの防止や早期発見、対応については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員の共通認識や体制づくりを行い、「いじめ緊急対応マニュアル さ・し・す・せ・そ」や「いじめ対応セルフチェックシート」や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、組織的に対応すること。
- ⑤ 「やさしさの種をまこう」を活用するなど、いじめ等の事案が起これにくい集団づくりや、自尊感情をはぐくむために、成長を促す指導を推進すること。策定した学校いじめ基本方針は、毎年度見直しを行ったうえで、HPに掲載し、広く周知を図ること。
- ⑥ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については教育委員会に速やかに報告すること。
- ⑦ 中学校1年生時に不登校生徒が増加していることから、小中学校間の支援の段差をなくすため、9年間で児童・生徒を見守る意識を高め、小学校段階から行われていた支援の確実な引継ぎを行うこと。また、不登校児童・生徒についてのケース会議を行う際には、スクリーニングシートを活用し、教職員で共通認識したアセスメントを行い、短期目標や長期目標を定め、適切なプランニングを行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めた組織で対応し、未然防止、早期対応に努めること。
- ⑧ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や保護者との連携を密にし、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を推進し、適応指導教室やフリースクールについて情報提供する等、教育の機会確保を図るよう努めること。
- ⑨ スマートフォンや携帯電話、インターネット等の発展に伴い、ネットを通じたトラブルが増加していることから、各校においては、情報モラルについて、教員による計画的・継続的な指導を行うとともに、外部講師を活用するなど、未然防止・早期発見に取り組むこと。また、PTA 講演会や、児童生徒向け講演に保護者を招いたり、入学式や入学説明会等で保護者に啓発したりすること。
- ⑩ 学校での携帯電話等の取扱いについては、府や市のガイドライン等を基に学校でのルールを定め、教育活動に支障が出ないように努めること。

【関連する個別計画】

	計画期間
河内長野市いじめ防止等基本方針	H28 年度～

(3) 教職員の服務規律の遵守

- ① 教職員の服務規律の確保、不祥事の防止については、教職員集団に自浄作用が働くよう、各通知・通達の趣旨を職員会議等において周知徹底するとともに、「不祥事防止に向けたワークシート集」「不祥事予防チェックリスト」「信頼される教職員であるために」を活用するなど、平素から未然防止を図るための取組みを進めること。万一、教職員の服務義務違反や不祥事が生じた場合は、人権に配慮しつつ迅速かつ的確に事実関係を記録し、市教育委員会に報告すること。
- ② 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等の土壌を生む恐れがあり、絶対に許されない行為であるということを教職員一人ひとりが自覚すること。
- ③ 児童・生徒等に対するセクシュアル・ハラスメントは、許しがたい人権侵害であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、その未然防止のための学校体制の確立等、具体的な取組みを進めること。
- ④ 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識を高めること。
- ⑤ 性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めること。万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めるよう指導すること。
- ⑥ 校内文書や個人情報について、その取り扱いや管理・保管、責任体制に関する規定に従い、その管理体制を確立するとともに、公文書の適切な管理と個人情報の保護に向けて具体的事例を通じた研修会の実施や、日常的な指導に努めること。特に、児童生徒の答案用紙、通知表、進路に関する情報、学級等で作成される個人情報を含む文書および電子データ等の取り扱いについて、各校の規則等を周知徹底し、遵守に努めること。
- ⑦ 保護者・市民から誤解を招き、信用を失墜することのないよう職務専念義務遵守の徹底を図ること。なお、休憩時間、労働安全管理推進者名については、適切な個所に明示し、その取得しやすい環境づくりのための対応をとるよう努めること。また、勤務時間外においても信用失墜行為の禁止などの服務義務を課されていることを教職員一人ひとりが自覚すること。
- ⑧ 教育公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう指導の徹底に努めるとともに、教職員の自家用車等による通勤については、校内における事故および交通事故の防止、環境・安全等の観点から自粛するよう努めること。

- ⑨ 学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導すること。また、入学式や卒業式においては、教職員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱にあたっては起立し斉唱するとともに、自ら節度ある態度をもって望ましい行動の範を示すこと。
- ⑩ 小学校学習指導要領の音楽科において、国歌「君が代」の指導について、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることをふまえ、発達段階に応じた適切な指導を行うこと。
- ⑪ 学校におけるPTA 会費や子どもの保護者から集める教材費等は、準公金であることから、購入業者の選定や公金会計に準じた適正な会計処理を行い、費用負担をする保護者の立場に立った計画的・効率的な取扱いを行うこと。
- ⑫ 教員の多忙化や長時間労働の問題が顕在化していることを踏まえ、業務分担の適正化、組織運営や取組みの改善を図るとともに、これまでの働き方を見直し、出退勤管理を通し、適正な勤務時間管理を徹底し、教職員の「働き方改革」に取り組むこと。また、ストレスチェックや産業医の健康相談の受診の徹底等、教職員の健康管理に努めること。
- ⑬ 教職員の健康の保持・増進や勤務意欲の向上、**在校等時間の縮減**を図るために、「全校一斉退庁日」「ノークラブデー」「夏季休業中における学校閉庁日」等を設定し、長時間勤務の縮減に向けた具体的な策を講じること。
- ⑭ 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れがなく、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
大阪府教育委員会綱紀保持指針	H20 年度～
教育公務員の服務規律について	H26 年度～
職場におけるパワー・ハラスメント防止及び対応に関する指針	H29 年度～

【用語解説】

PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するしくみ。

ICT

Information and Communication Technology。情報や通信に関する技術の総称。

道徳教育推進教師

道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

「読書ノート」

小学生が本を読んで感想などを記録するノート。50冊読むと1冊終了する。読書への意欲を高め、表現力を育むなどの効果が期待できる。本市ではノート終了者をホームページで紹介している。

(<http://www.mockle.net/gakkoukyouiku/dokusyonote/index.html>)

ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方。授業づくりにおいては、支援教育の観点を生かし、どの子どもにとってもわかりやすい指導を行う。

支援教育コーディネーター

各学校において支援教育を中心となって充実、推進する教員。

市リーディングスタッフ

市全体の支援教育を中心となって充実、推進する教員。

「つながりアップ・カリキュラム」

各教科、道徳教育や防災教育など、生活・生徒指導について、本市の子どもたちに即して小・中学校9年間の連続性を意識した学習内容の系統性を整理するもの。

ビブリオバトル

知的書評合戦。「人を通して本を知る。本を通して人を知る」をキャッチコピーとして、本の紹介を行うコミュニケーションゲーム。

